

都留文科大学附属図書館規程

平成 3 年 12 月 18 日

大学訓令第 6 号

改正 平成 10 年 7 月 1 日訓令第 5 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、都留文科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(図書館の責務)

第 2 条 図書館は、教職員及び学生の学術研究及び教育に必要な図書並びにその他資料（以下「図書」という。）を収集し、管理運用する。

(センター長)

第 3 条 図書館・情報センター長（以下「センター長」という。）は、都留文科大学事務組織規程（昭和 62 年大学規程第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、図書館の管理運営を総括する。

(利用者)

第 4 条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 所定の手続を経た市民
- (4) その他センター長が特に許可した者

(開館時間)

第 5 条 開館時間は、次のとおりとする。

平日……9 時から 18 時まで

土曜日……9 時から 16 時まで

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、開館時間を延長し、若しくは短縮することができる。

(休館日)

第 6 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、図書の点検その他必要と認めたときは、予め掲示して休館することができる。

第 2 章 図書館運営委員会

(図書館運営委員会)

第 7 条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する規定は、別に定める。

第 3 章 図書の管理

(図書の選定)

第 8 条 図書館に必要な図書の選定については、別に定める。

(管理及び整理)

第 9 条 図書館の管理する図書は次のとおりとする。

- (1) 図書館備え付けの図書
- (2) 研究室備え付けの図書
- (3) その他学内備え付けの図書

2 図書館の管理する図書は、図書原簿に登録し、整理するものとする。

3 第一項第 2 号に規定する研究室備え付けの図書の管理については、教員の責任において保管し、必要に応じて図書原簿と照合しなければならない。

(図書の種類)

第 10 条 前条第 1 項第 2 号に規定する図書館備え付けの図書は、次の種類とする。

- (1) 一般学術図書
- (2) 参考図書
- (3) 貴重図書、郷土資料
- (4) 新聞、雑誌、研究紀要類
- (5) 視聴覚資料
- (6) 特殊資料（教科書、地図、学位論文等を含む。）
- (7) その他

(報告)

第 11 条 センター長は、図書館の保有する図書とその管理運営について、毎年度 1 回学長に報告しなければならない。

第 4 章 図書館の利用

(利用の方法)

第 12 条 図書館の利用の方法は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外帯出
- (3) 参考業務
- (4) 相互利用
- (5) 複写

2 センター長は、必要があると認めるときは、前項の利用を制限することができる。

(利用上の注意)

第 13 条 図書館の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 館内閲覧者は、常に学生証又は身分証明書を所持すること。
- (2) 閲覧は所定の閲覧室で行い、常に静粛を保ち、その他閲覧者の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 図書、器具その他の設備を汚損しないこと。
- (4) 閲覧を終えたときは、速やかに図書等を返納すること。
- (5) 書庫の図書等は必ずもとの位置にもどすこと。もとの位置が明瞭でないときは係員に申し出ること。
- (6) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (7) 所定の手続を経ないで、図書等を持ち出さないこと。
- (8) その他図書保管上不都合なことをしないこと。

第 5 章 寄贈図書

(図書の寄贈)

第 14 条 図書館は図書の寄贈を受けることができる。

- 2 寄贈図書は、寄贈者の氏名を記載して、その厚意を記念する。
- 3 寄贈図書でセンター長が必要と認めるときは、寄贈者を記念する文庫名を付して、これを別に保管することができる。

第 6 章 雑則

(罰則)

第 15 条 センター長は、第 13 条の規定に違反した者に対し、図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第 16 条 図書館の図書等を紛失し、若しくは汚損し、又は施設に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、センター長は、図書館の利用に関し必要な事項を定めることができる。

(その他)

第 18 条 この規程は、教授会の議を経て改廃することができる。

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 都留文科大学附属図書館規程(昭和 54 年 12 月 12 日大学規程第 4 号)は、廃止する。

附 則(平成 10 年 7 月 1 日訓令第 5 号)

この訓令は、公布の日から施行する。